



産業保健事業
産業保健とは
「ストレスチェック」実施促進のための助成金
▶ I ストレスチェック実施促進のための助成金の概要
▶ II 申請様式とチェックリストのダウンロード
▶ III ストレスチェック実施促進のための助成金に関するQ&A
ストレスチェック制度サポートダイヤル
産業保健の相談
研修・セミナーの実施
情報の提供
地域窓口（地域産業保健センター）
産業保健調査研究
メンタルヘルス登録相談機関

Ⅲ ストレスチェック実施促進のための助成金に関するQ&A(2015.9.11)

Q1 助成金の申請はいつまでに行えばいいですか。

A1 団体登録は12月10日まで、団体登録の上でストレスチェック実施後の助成金の申請は平成28年1月末日までです。

Q2 助成金を受けるための要件は何ですか。

A2 助成金の支給申請をする前に、小規模事業場の集団を形成し、支給要件を満たしているかの確認を受けるための団体登録の届出が必要になります。
なお、具体的な団体登録の要件は、「ストレスチェック」実施促進のための助成金の手引（平成27年度版）の1頁をご覧ください。

Q3 従業員数50人以上の全ての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が12月に施行されますが、なぜ、その前からストレスチェック実施促進のための助成金は受け付けているのですか。

A3 12月の施行に向け、ストレスチェックの実施体制を整備するとともに、実施の促進を図るための支援を行うためです。

Q4 1事業場で申請はできますか。

A4 できません。同一都道府県内にある複数の事業場（2～10）で集団を構成してください。また、10を超える事業場の場合は、適宜分割して集団を構成してください。

Q5 業種が異なる場合でも集団を構成することはできますか。

A5 できます。業種が同一である必要はありません。

Q6 要件の1つに「常時使用する従業員数が50人未満であり、同一の都道府県内にある複数（2から10まで）の小規模事業場を含む事業場で集団を構成していること。」とありますが、ここでいう「小規模事業場を含む」とはどういう意味でしょうか。

A6 事業者団体等、既存の団体であって、従業員数が50人未満と50人以上の事業場の両方が含まれている場合を想定しています。この場合でも、助成金申請ができる事業場は、従業員数が50人未満の事業場のみになります。

Q7 50人未満の事業場で同一都道府県内であれば、同じ会社の出張所、営業所、支店であっても助成金の申請は可能ですか。

A7 可能です。事業場としては、労災保険（労働者災害補償保険）の運用事業場単位をいうものであります。

Q8 団体を構成するにあたり、小規模事業場が10か所までの理由を教えてください。

A8 合同選任産業医は同じ産業医である必要があります。1人の産業医が適切に対応できるように、同一都道府県であることと、事業場数の制限を設けています。

Q9 団体登録の際、小規模事業場の証明として、各事業場の労働保険概算・確定申告書等（写）を添付し提出することとありますが、本社が一括して納付している場合はどのようにすればいいですか。

A9 継続一括申請書類など本社で一括納付した労働保険概算・確定申告書等（写）の提出とともに、本社が小規模事業場の労働保険料を本社において一括納付していることを証明（書式任意）する書類を提出してください。

Q10 助成金額について教えてください。

A10 ストレスチェックの実施については、1従業員につき500円を上限として実費額を支給、産業医活動については1事業場あたり産業医活動1回の活動につき21,500円（上限3回）を上限として実費額を支給します。なお、産業医活動1回とは、個々の面談等の回数ではなく、1日の活動につき支給します。

Q11 ストレスチェックのみ実施することで助成金の団体登録は可能ですか。

A11 小規模事業場の団体登録の届出にあたっては、合同選任産業医と契約を締結する必要がありますので、当初からストレスチェックのみ実施するというだけでは助成金の団体登録はできません。
合同選任産業医と契約を締結した上で団体登録を行い、面接指導の対象者がいなかったなど、結果としてストレスチェックのみ実施した場合は助成金が支給されます。

Q12 ストレスチェックの実施については本助成金制度を利用し、医師による面談指導は地域産業保健センターを利用することはできますか。

A12 小規模事業場の団体登録の届出にあたっては、合同選任産業医と契約を締結する必要があり、助成金の対象は、ストレスチェックの実施と産業医によるストレスチェック実施後の面接指導の実施等の双方に発生する費用です。
なお、合同選任産業医が地域産業保健センターの登録産業医で、かつ、地域産業保健センターの業務として面接指導を行う場合には費用が発生しないことから、小規模事業場の団体登録の届出及び領収書を添付する必要がある助成金を申請することはできません。

Q13 助成金の申請においては、面接指導を行う医師は産業医に限定されるのですか。

A13 助成金の申請においては産業医に限定されます。団体登録の届出時に、日本医師会認定産業医証の写し、労働衛生コンサルタント（保健衛生）登録証の写し、産業医科大学の卒業証明書等が必要になります。

Q14 産業医との契約書は、本社で契約を締結している場合でも小規模事業場ごとに必要ですか。

A14 小規模事業場ごとに、産業医の業務内容、報酬、契約期間等の契約内容を明示した契約を産業医と締結していただくことになります。

Q15 ストレスチェックを含む年間の産業医契約を産業医と契約したいと検討しています。月額5万円で1回までの面接指導を含む産業医契約を締結した場合、3回分を3か月分の領収書で申請可能ですか。

A15 年間契約自体は問題ありません。
助成金の申請にあたっては、契約書又はその覚書にストレスチェックの実施について、1従業員1回当たりの料金やストレスチェックに係る産業医活動について、1事業場1回当たりの料金を明記する必要があります。
なお、実施後に提出いただく産業医の活動報告と領収書の但し書き（〇月〇日の面談分）の内容は整合性を求めます。

Q16 産業医の選任報告とストレスチェック実施及びストレスチェック実施後の面接指導の結果は、労働基準監督署に報告する義務はありますか。

A16 労働基準監督署に提出する義務があるのは、常時50人以上の労働者を使用する事業者です。

Q17 登録団体内で1事業場のみ合同で選任した産業医以外の別の産業医が行った産業医活動に対しても助成金は認められますか。

A17 認められません。合同で選任した産業医のみです。